

1. 大学院学則変更の事由

プロフェッショナルな演奏家、あるいは先端を行く音楽研究者、次代を拓く教育指導者としての専門的職業に必要な演奏・表現能力、あるいは研究能力を修得・開発すること、幅広い国際的な視野に立った音楽活動・研究活動を実践できる実力をもった音楽家としての素養を具備すること、各自の自律性および個性を尊重し、専攻テーマに即した専門的・個別的な研究、あるいは社会的な貢献を目指した自発的な企画・研究を推進することを人材養成及び教育上の目的としているが、茲許、入学者数が増加している。本学大学院の教育研究活動をさらに広げ、推進していく必要があることから、より多くの人材を輩出することで社会的責任を果たすことができると考え、また、定員管理をより適正に行うため、定員規模を改め、作曲専攻の入学定員を現在の2名から20名に、収容定員を現在の4名から40名に増員することとした。これにより、大学院全体の入学定員を現在の46名から64名に18名増員し、収容定員を現在の92名から128名に36名増員することとした。

2. 大学院学則変更点

(1) 収容定員

大学院学則第7条の学生定員について作曲専攻の入学定員を2名から20名、収容定員4名から40名へ変更した。

(2) 附則

施行日及び年次進行に伴う収容定員を明確にするため、附則14を追加した。